

5 介護保険事業者の事故発生時の報告手続き等について

1. 事故発生時の対応について

事故発生時は、

- (1) 利用者家族等に連絡するとともに、
- (2) 宝塚市介護保険課へ電話またはFAXにて第一報を入れてください。

FAXの場合は、誤送信のリスクがありますので、対象者の個人情報（氏名・被保険者番号等）はマスキングをお願いします。

2. 事故報告書の作成及び提出について

事業者は市介護保険課へ事故についての第一報を入れたあと、事故対応の区切りがついたところで、定められた様式（「介護保険事業者 事故報告書」）を用いて、文書で報告してください。

3. 報告の範囲

- (1) サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生
 - ①外部の医療機関で受診を要したもの。(念のために受診した結果、異常なしのものは除く。)
 - ②事業者側の過失の有無は問わない
 - ③死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる可能性があるとき）
- (2) 食中毒及び感染症等の発生
- (3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生
- (4) 誤薬（異なる薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれ等）(様子観察が不要の場合は除く。)
- (5) 利用者の徘徊、行方不明の場合
- (6) その他報告が必要と認められる事故の発生

4. 報告先

事業者は、3で定められた事故が発生した場合に次の両者に報告してください。

- ①被保険者の属する保険者（市町）
- ②事業所・施設が所在する保険者（市町）

5. 利用者家族等への説明について

事故発生時に連絡を入れるだけでなく、事故の原因や再発防止策等についても連絡を入れて十分な説明を行うようにしてください。事故報告書は利用者、家族に積極的に開示し、求めに応じて交付してください。

家族とよりよい信頼関係を築くためには、日頃から定期的に利用者の状況を発信し情報共有することや利用者本位の生活を重視することに伴うリスクについても話し合っておくことが重要です。

6. 参考

- ・兵庫県「介護保険事業者及び市町等における事故発生時の報告取扱要領」
- ・「介護保険事業者 事故報告書」